# 袖ケ浦市農業委員会臨時総会議事録

- 1 開催月日 4月5日(火)午後2時00分
- 2 開催場所 袖ケ浦市役所 7 階会議室
- 3 定数及び出席委員数 定員16名 現員16名
- 4 出席委員 16名

1番 保 坂 正 雄 2番 石 渡 明 3番 切 替 三 夫 正 4番 奥 野 元 好 5番 地 引 正 和 6番 注連野 千佳代 豊 7番 有 原 敏 夫 8番 若 林 9番 渡 邉 美代子 10番 露 﨑 春 雄 11番 山口武夫 12番 中川 喜一郎 13番 小 泉 勝 彦 14番 山 口 勝 久 15番 関 根 芳 夫 16番 石 塚 康 夫

- 5 欠席委員 なし
- 6 出席事務職員 5名

菊池事務局長 在原副参事 福原副主査 高品副主査 石井副主査

#### ◎開 会

平成28年4月5日午後 2時00分 開会

○事務局(在原浩一君) 定刻前でございますが、皆様おそろいとなっておりますので、会議を開催させていただきたいと思います。

ただいまより袖ケ浦市農業委員会臨時総会を開会いたします。

まず、農業委員の辞令交付を行います。

#### ◎辞令交付

○事務局長(菊池 博君) それでは、委員の皆様にはお名前をお呼びしますので、自席でご起立の上、 市長より辞令をお受け取りください。

では、市長、よろしくお願いします。

〔市長より順次辞令交付〕

地引正和様。石渡正明様。小泉勝彦様。奥野元好様。中川喜一郎様。山口武夫様。保坂正雄様。露 崎春雄様。石塚康夫様。注連野千佳代様。関根芳夫様。切替三夫様。有原敏夫様。若林豊様。山口勝 久様。渡邉美代子様。

○事務局(在原浩一君) 続きまして、出口市長よりご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

# [市長挨拶]

○事務局長(菊池 博君) ありがとうございました。次に、各委員のご紹介をいたします。お名前を お呼びしますので、自席でご起立ください。

また1番からお願いいたします。初めに、地引正和委員でございます。一言ご挨拶いただければ。

- ○1番(地引正和君) 今回で3期目になりますけれども、またひとつよろしくどうぞお願いいたします。
- ○事務局長(菊池 博君) 石渡正明委員でございます。
- ○2番(石渡正明君) 石渡と申します。どうぞよろしくお願いいたします。立場は中立委員ということでございます。私、現在、税理士会の会長をやっておりまして、事務局の方がお見えになり、税理士であって袖ケ浦市に住んでいて農業と無縁の方を推薦してくれということで私しかおりませんでした。本来推薦すべき立場ですが、私は、でんでん虫みたいなもので、しょった家しか持っておりません。どうぞよろしくお願いいたします。
- ○事務局長(菊池 博君) 小泉勝彦委員でございます。
- ○3番(小泉勝彦君) 小泉です。よろしくお願いします。初めて農業委員というものをやらさせていただきますので、何もわかりませんけれども、ひとつよろしくお願いいたします。

- ○事務局長(菊池 博君) 奥野元好委員でございます。
- ○4番(奥野元好君) 奥野です。よろしくお願いします。小泉さん同様、初めて農業委員となったわけですが、皆さんの足手まといにならないように、一生懸命努めさせていただきます。どうかよろしくお願いします。
- ○事務局長(菊池 博君) 中川喜一郎委員。
- ○5番(中川喜一郎君) 中川です。どうぞよろしくお願いいたします。2期目になります。私は、代 宿、久保田を担当させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。
- ○事務局長(菊池 博君) 山口武夫委員でございます。
- ○6番(山口武夫君) 初めてでまだ何もわかりませんが、皆さんと一緒に頑張って勉強していきたい と思います。ひとつよろしくお願いいたします。
- ○事務局長(菊池 博君) 保坂正雄委員でございます。
- ○7番(保坂正雄君) 保坂です。よろしくお願いします。大曽根、野田、勝を担当しております。よ ろしくお願いします。
- ○事務局長(菊池 博君) 露﨑春雄委員でございます。
- ○8番(露﨑春雄君) 露﨑です。よろしくお願いします。私も初めてなので何もわかりませんので、 皆さんにいろいろ教わりながら勉強していきたいと思います。よろしくお願いします。
- ○事務局長(菊池 博君) 石塚康夫委員でございます。
- ○9番(石塚康夫君) 石塚です。どうぞよろしくお願いします。三箇、高谷、鹿島地区を担当いたします。それで初めてなので、皆さんにご指導いただきながら勉強してまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。
- ○事務局長(菊池 博君) 注連野千佳代委員でございます。
- ○10番(注連野千佳代君) 私も初めてのことでありまして、何もわかりませんので、先輩方のご指導をよろしくお願いいたします。
- ○事務局長(菊池 博君) 関根芳夫委員でございます。
- ○11番(関根芳夫君) 関根でございます。何か見るところ一番高齢のようで、老体にむち打って頑張りますので、ひとつご支援よろしくお願いします。
- ○事務局長(菊池 博君) 切替三夫委員でございます。
- ○12番(切替三夫君) 上泉、野里と永吉担当の切替三夫です。切替三夫と書いて「かずお」と読みます。よろしくお願いします。
- ○事務局長(菊池 博君) 有原敏夫委員でございます。
- ○13番(有原敏夫君) 有原です。私も今回初めてなので、よくわかりませんけれども、皆さんと一緒 に頑張っていきたいと思います。よろしくお願いいたします。
- ○事務局長(菊池 博君) 若林豊委員でございます。

- ○14番(若林 豊君) 若林です。自分は、大鳥居、山中、中下、上宿地区ですか。こちらのほうから、 一応は農業委員ということで仰せつかっております。1年目ということでまだ何もわかりませんけれ ども、皆様方のご指導よろしくお願いいたします。
- ○事務局長(菊池 博君) 山口勝久委員でございます。
- ○15番(山口勝久君) 山口勝久です。よろしくお願いします。住まいは、宮田ということで、滝の口、 吉野田、岩井作、そこの代表でして、今回この推薦をいただきまして、農業委員会に関しては初めて ですので、よろしくお願いいたします。
- ○事務局長(菊池 博君) 渡邉美代子委員でございます。
- ○16番(渡邉美代子君) 渡邉です。よろしくお願いします。まるっきり何もわかりませんので教えてください。よろしくお願いします。
- ○事務局長(菊池 博君) ありがとうございました。
- ○事務局(在原浩一君) 続きまして、市長部局の紹介をさせていただきます。 まず、出口市長です。
- ○市長(出口 清君) どうぞよろしくお願いします。
- ○事務局(在原浩一君) 山口副市長です。
- ○副市長(山口幹雄君) 山口です。よろしくお願いいたします。
- ○事務局(在原浩一君) 在原総務部長です。
- ○総務部長(在原昌秀君) 在原でございます。よろしくお願いいたします。
- ○事務局(在原浩一君) 髙石環境経済部長です。
- ○環境経済部長(髙石 一君) よろしくお願いいたします。
- ○事務局(在原浩一君) 次に、事務局の紹介をさせていただきます。 事務局長、菊池でございます。
- ○事務局長(菊池 博君) このたびの人事異動で事務局長ということで就任させていただきました。 何もわかりませんけれども、どうぞよろしくお願いいたします。
- ○事務局(在原浩一君) 高品副主査でございます。
- ○事務局(高品吉朗君) 高品と申します。よろしくお願いします。
- ○事務局(在原浩一君) 石井副主査です。
- ○事務局(石井和樹君) 石井と申します。よろしくお願いします。
- ○事務局(在原浩一君) 再任用の職員ですが、福原副主査になります。
- ○事務局(福原秀夫君) 福原と申します。3月末をもちまして1度退職いたしまして、4月からまた 再雇用という形で農業委員会のほうに参りました。よろしくお願いします。
- ○事務局(在原浩一君) 私、在原と申します。よろしくお願いいたします。 それでは、市長、副市長、両部長につきましては、所用のためここで一旦退席させていただきます。

お疲れさまでございました。

それでは、ここからは農業委員会の制度や組織、委員の活動内容等について説明をさせていただき たいと思います。着席させていただきます。

では、まずお配りになった資料、議案のほかに結構数多く置かせていただいたのですが、農業委員会に関する説明資料(農業委員会の概要)というものを使って説明させていただきたいと思います。まず初めに、農業委員会についてですが、農業委員会は地方自治法農業委員会等に関する法律の定めにより、市町村に設置することとされている行政委員会です。その委員については、昨年9月の法律改正前までは公職選挙法に基づく選挙により選ばれた委員と、農業団体や議会からの推薦により市長が選任する委員で組織されていましたが、その改正により推薦、公募を行い議会の同意を得て市長が任命することとなりました。農業委員の役割や業務については、主に農地法に基づく農地等の権利に関する業務として農地の権利移動、農地転用案件について総会を開催し、審議し、決定することや、農業に関する諸証明の発行、また今回の法律改正に伴い、新たに新設された農地利用最適化推進委員とともに、農地等の利用の最適化の推進としてその施策の改善について具体的な意見を提出し、市な

次に、農業委員会についてですが、まず組織につきましては、ここにお集まりいただいている農業委員さん、先ほど述べましたが法律改正により今年度から設置されることとなり、この後審議いただき承認された場合に委嘱となる農地利用最適化推進委員、そして事務局にて形成されます。それぞれ委員の任期につきましては、3年間ということで平成28年4月1日から平成31年3月31日となります。また、先ほども紹介いたしましたが、事務局につきましては再任用の職員1名を含む5名と、非常勤職員1名となっております。

どの関係行政機関と連携し、農業の振興に努めることとされております。

次に、農業委員会の事務ですが、具体的な事務として法律では農地法その他の法令により権限に属された農地等の利用関係の調整に関する事項とされておりますが、これは主に農地法に基づく許認可事務であり、このほか農地の利用集積、農地等の利用の最適化の推進などで、農業委員会では総会を毎月20日ごろを目安に開催し、審議していただいております。別紙で一応年間予定表のほうをお配りしてありますので、そちらのほうをご確認しておいていただきたいと思います。農業委員会の運営では、それぞれ会長、会長職務代理を委員の互選により置くこととなっており、この後の議案にありますが、その中で決めていただきます。また、毎月の総会の開催のほか運営委員会を設置しており、該当する案件がある場合には会議を開催いたします。運営委員会は、会長、職務代理を除く委員の中から7名を選出していただきます。こちらにつきましても、この後の議案となっており選出のほうをお願いしたいと思います。このほか、任意の委員会として委員の幹事的役割の研修委員会もあります。また、委員の報酬については、資料下のほう記載してありますとおりになっておりますので、ごらんください。

次に、業務内容等についてですが、まず総会等での審理関連としてこの一番下に②と書いてあるの

ですが、ここを初めとして、次のページおめくりいただいて⑥まであると思いますが、こちらの事項について取り組んでいただきます。その中で主に行っていただく事項として先ほどからお話に出ていました許認可のほうなのですけれども、農地法第3条、4条、5条について、この内容について概略は後でお話ししたいと思います。申請はこちら、毎月5日を期限に提出していただきます。提出後は、現地の調査、総会での審議により意見が決定となります。また、農地等の貸借に関する承認や解約、農業経営基盤強化促進法に基づく利用集積などは、事務局が説明を行った上、それにより審議、決定をしていただきます。このほか農地の有効利用関係として農地の利用状況調査、これは毎年9月、10月ぐらいに実施しております。それから地区ごとのパトロール、遊休農地や違反転用の監視、是正指導、農地の利用の最適化の推進に関する指針など農業振興に務めていただくこととなります。

では、総会に関するところでありました、農地法の3条、4条、5条について概略を説明させていただきたいと思います。第3条というのは農業経営の拡大など、農地を農地として耕作のための売買や賃借などの許可申請となります。主な許可要件は、ページの真ん中ら辺にあると思うのですが、こちらに記載のとおりが主なものとなっております。

続きまして、概要、農地法4条、5条についてですが、まず4条は農地の所有者がみずからその農地を農地以外にすること。第5条は、農地の所有者以外が農地を農地以外にすることであり、審議の内容として一般基準としてその事業内容に関する事項等、立地条件として場所的な要因であり、それらにより審議、意見の決定をしていただきます。一般基準、立地基準、主なものについては、こちらの2ページ、3ページにまたがっておりますが、記載のとおりとなっております。

なお、農業委員会のこの決定につきましては、意見として千葉県のほうに進達し、許可の決定については千葉県により行われております。

続きまして、具体的な総会等の会議運営についてですが、農業委員会等に関する法律をもとに添付いたしましたたくさんある中ですけれども、農業委員会会議規則、農業委員会処務規程、運営委員会設置要綱、こちらに基づいて行っております。主な総会に関する事項は、資料記載の(参考)総会についてというのがあると思うのですが、こちらは会議規則の抜粋となっております。

次に、また米印のところなのですけれども、こちらを載せさせていただいたのが、申請案件とかありまして現地調査をした場合、総会でその担当の方がお話しいただく報告の口述例となっております。次に、運営委員会についてですが、総会での審議などを円滑に処理するために設置しています。先ほども述べましたが、委員は7名から成り、委員長、副委員長を置くこととしております。任期は、農業委員の任期中ということで3年間であり、その具体的な審議案件等は新規就農に関することや、復元が条件である農地の一時転用、規模の大きな宅地開発などで、運営委員会での審議結果は総会時に委員長が行うこととしております。

次に、研修委員会についてですが、こちらは任意の委員会であり、委員の申し合わせにより組織されていました。会長以外の5名から成り、1年ごとの持ち回りとなっております。研修委員会につい

ても、委員長、副委員長を設置し、農業全般、それ以外の研修等企画していただきまして事務局と協議した上で研修会の実施など行っております。そのほか親睦会の開催など幹事的な役割も行っていただきました。

続きまして、最後のページのほうになってしまうのですが、全国農業新聞の購読についてのお願いでございます。農業新聞は、農業委員会ネットワーク機構、前の全国農業会議所から発行される農業に関する情報などを専門とした新聞です。以前より農業委員さんには任期中の購読をお願いしております。購読料は月額700円で、半年ごとの農協口座から引き落とし、もしくは口座等がない場合、事務局の集金により事務局からの振り込みにて取り扱っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

最後に、互助会費についてですが、委員相互の親睦を目的に互助会を設けており、慶弔等の給付基準、懇親会の負担基準などが定められておりました。会費の管理は、研修委員会で行い、年額を年度当初に集めて運営しておりました。

以上、ちょっと早い説明でなかなか上手にできなかったところがあると思いますが、農業委員会に関する簡単な説明になります。いきなりこのような説明をされてもなかなか理解できないと思います。ここでちょっと時間のほうがありますので、質疑等をお受けしたいと思いますが、ありましたらお願いします。単純なことでも何でも、まず今疑問に思っているとかいろいろあるかと思うのですが、言っていただければお答えできる部分はお答えするようにしますので、どうでしょうか。

大体運営について、そちらにお配りした資料のとおりになっているのですが、規則、要綱、もしくは規定等になっております。ちょっと説明の中で触れるのが一番よかったかとは思うのですが、最後のほうに、一番後ろのほうに倫理規則というのを設置してあると思います。こちらについて、皆様方この承認を受けまして非常勤の公務員扱いとなりますので、それぞれいろいろ制限等が、注意事項あります。その行動について一昨年、平成26年その倫理規則のほうを新たに制定しまして、これに基づいてやってくださいということで制定されたものです。特に行動面とかのがありますのでご注意いただいて、見ていただければと思います。

また、正確な情報ではないのですが、千葉県の農業委員会についてその取りまとめ的なところが、 県の千葉県農業会議というのがあります。そちらが主体となりまして、ことし7月14日ぐらいという ことを言っていたのですけれども、新任の農業委員さん、それからこの後委嘱されてくる推進委員さ んの合同の研修会を開催する予定となっております。何かこれは、毎回、委員さんかわりますと研修 会ということで実施のほうをさせていただいています。都合等あるかと思いますが、そのときにはぜ ひ参加いただいて、またより具体的な質問とかも県のほうになりますので、できると思いますのでお 願いしたいと思います。

何かありましたら。

はい。

- ○16番(石塚康夫君) 済みません、石塚と申します。今しか質問できないので、質問させていただき たいと思うのですけれども、農業委員16名のうちの選出基準、認定農業者という縛りがかけられてい るのですけれども、その縛りは例えば県なり、国なりの指導があったのか、あるいは、そこら辺の細 かい話をちょっと聞かせていただけますか。
- ○事務局(在原浩一君) こちら、まず根拠となるものについては農業委員会等に関する法律の改正。もともとこの委員さんの選挙から推薦になるよというようなことを改正した法律があるのですけれども、その改正の中で本来は地区の農業委員さんの任命に当たっては、半分以上が認定農業者ではないといけないと指定されております。その中で特例も、やはり地区によっては認定農業者さんが少ないところもあるのですが、委員の8倍以下の認定農業者の場合は特例があるよというようなことで、袖ケ浦の場合、ちょうどぎりぎりのところで130前後、数字が百三十幾つだったかと思うのですけれども、140ぐらいだったかな、百四十何名という十数人認定農業者さんが比較すると多い関係で、過半数が認定農業者という扱いになりました。特例にもし該当した場合なのですが、その過半数の中に認定農業者当然入っていただいていいのですけれども、そのほか元認定農業者、それとか農業関係の事業に従事したOB、認定農業者の家族とか、そういったところで若干緩くなって指名することができたという、そんなところで。根拠は、いずれにしろ法律、農業委員会等に関する法律に基づいて過半数でやらせていただきました。
- ○16番(石塚康夫君) さっきの話ですけれども。ということは、袖ケ浦市については2分の1という 縛りがあくまでもついて回るということですね。
- ○事務局(在原浩一君) そうです。はい。恐らくこの後3年後の改正のときもやはりその辺の数字的なものはやっていくと思うのですが、そこで人数以下であると若干緩くなるのかなと。ただ、これは今回県内16団体が同じ改選の時期になったのですけれども、問い合わせが当然たくさんありました。その中で認定農業者の要件というのが、やはりどこもネックになっているようで、関西のほうだったと思うのですけれども、やはり市街地域と思いますが、農業委員さんも5名ぐらいでいいよというところなのですけれども、管内の中に1人しかいないと。どうするのだという話になったときに、議会の同意を得る。議会の同意があった場合は、若干緩くできるよと。それとか、もしくは大臣のほうの協議をして、大臣許可を受ければ過半数以下でいいよという、そんな流れになっていきますので。袖ケ浦の場合は、過半数要件になりますので、過半数要件で募集させていただいたところ、皆様方の中でこの過半数以上の方にご承諾いただけた関係でこの流れとなっております。
- ○16番(石塚康夫君) はい、わかりました。ありがとうございました。
- ○事務局(在原浩一君) はい。
- ○15番(関根芳夫君) 関根です。年齢制限というのは。
- ○事務局(在原浩一君) これも、もともとなかったと思うのですけれども、今回のその法律に基づいてやっているわけなのですが、年齢とか、以前は市内に在住、農業で10アール以上の耕作とかとい

う条件があったのです。ただ、今回の改正についてはそういう条件がなくなりまして、年齢もなし、 逆に農業者でなくてもなることは可能だよと。ただ、そのかわり先ほど出た認定農業者が半数だよと いうような、そのところになるのですけれども、やはりいろいろ説明会等行ったときに年齢制限がな くていいの。では、子供でもなれるのとかと、そういった質問が。

- ○15番(関根芳夫君) 若い子だね。
- ○事務局(在原浩一君) ええ。出たりしました。法律上は問題ないよと。ただ、国とか県とかの考えであれば、うちのほうも決めてあるのですが、選任要綱という条例等の下の要綱ですね。そこで住所要件を定めるとか、もしくは年齢を定めるとか、そういったことをしてもいいのではないかということでお話がありました。ただ、袖ケ浦の場合についてはやみくもな推薦等はありませんでしたので、特にその辺は制限はまだしていないのですけれども、取り扱うことができました。
- ○15番(関根芳夫君) ありがとうございました。
- ○事務局(在原浩一君) 先ほどもお話ししたのですけれども、単純にこんな話を聞いてすぐ理解できたら本当に何の苦労はないと思います。業務の取り扱い、取り組み方、それからまたその他いろいろ疑問になる点がたくさんこの後あると思います。その都度、事務局のほうに連絡いただければ私どもも対応させていただきたいと思いますので、まだ多少時間あるのですけれども、今後もよろしくお願いしたいと思います。

もし何もないようであれば、一旦ここで休憩をとらせていただきますが、どうでしょうか。大丈夫ですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○事務局(在原浩一) では、一旦。では、次2時50分から開催ということでお願いしたいと思います。 よろしくお願いします。

> 休 憩 再 開

○仮議長(関根芳夫君) ただいま事務局のほうから最高齢の私が、さっきも年齢のことでちょっと質問したのですが、非常に高齢のため不安です。今歯も工事中で、歯がないもので話にならない。そこから始まってしまうのですが。皆さんの協力、スムーズに和やかなうちに会を進めて、ご協力をお願いいたします。

ただいまご紹介いただき指名いただきました関根でございます。議案第1号の会長の決定までの間、 仮の議長を務めさせていただきます。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

これより平成28年度袖ケ浦市農業委員会臨時総会の日程に入ります。本日の出席委員は16名全員出席でございますので、会議は成立しております。

# ◎議席の決定

○仮議長(関根芳夫君) 日程第1、議席の決定を行います。 議席の指定について事務局の説明を求めます。 在原君。

- ○事務局(在原浩一君) 事務局、在原です。議席の決定につきましてご説明させていただきます。 〔何事か言う人あり〕
- ○事務局(在原浩一君) 議席の決定方法につきましては、袖ケ浦市農業委員会会議規則第5条第1項の規定により、議席は委員の任期満了による任命後、最初に開かれる総会の際、くじで定めることとなっておりますので、くじにより決めさせていただきます。なお、現在着席いただいております席は市の住所コードというのがありまして、その住所順になっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、実際のくじに入りますが、住所コード順にくじを引いていただき、こちら、くじの下のほうに番号が入っております。その番号が議席の番号となりますので、一旦引いていただいたら、とりあえずその場で着席をしていてください。

では、お願いいたします。

- ○仮議長(関根芳夫君) ただいま議席の決定について在原さんより説明がありました。くじにより決定することといたしますので、事務局の誘導によりくじ引きを行います。よろしくお願いします。
- ○事務局(高品吉朗君) それでは、失礼します。では、ナンバー1番の方からくじを引いていっても らいますので。

〔くじ引き〕

○事務局(在原浩一君) それでは、前にあります氏名の札をお持ちになりまして、引かれました番号 のところ、机に番号が書いてあると思いますが、お手数ですが、そちらの番号のほうに移動をお願い したいと思います。

[議席の移動]

### ◎議事録署名委員の指名

○仮議長(関根芳夫君) 委員の皆様には今着席いただきました番号が1期3年間、自分の議席の番号 となりますので、ご承知おきください。

日程第2、議事録署名人の指名を行います。

1番、保坂正雄委員、2番、石渡正明委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

#### ◎議案第1号 袖ケ浦市農業委員会会長の決定について

○仮議長(関根芳夫君) 日程第3、これより議案の審議を行います。

議案第1号 袖ケ浦市農業委員会会長の決定についてを議題といたします。

議案第1号について事務局の説明を求めます。お願いします。

○事務局(在原浩一君) 事務局、在原です。先ほどお話に出ていました議案、袖ケ浦市農業委員会臨 時総会議案というものの1ページをごらんください。

会長の決定についての提案理由並びに決定方法についてご説明いたします。会長の決定につきましては、農業委員会等に関する法律第5条第1項において農業委員会に会長を置くこととされており、同条第2項の規定により、会長は委員が互選した者をもって充てると明記されているため互選を行うものであります。なお、互選とは、相互に選挙をすることであり、投票によって行うのが原則とされておりますが、地方自治法第118条第2項、第3項の規定により指名推選によることも差し支えないとされておりますが、この場合、指名推選によることに異議がないこと、また指名推選による場合には、被指名人をもって当選人と定めるべきかどうかを会議に諮り、全員の同意があった者をもって当選人とすることとなっております。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いしたいと思います。

- ○仮議長(関根芳夫君) ただいま事務局より会長の互選についての提案理由及び互選の方法について 説明がありました。これより会長の互選方法についてお諮りいたします。会長の互選は、投票による 方法と指名推選による方法がございますが、いかがでしょうか。発言をお願いいたします。 はい。
- ○12番(中川喜一郎君) 12番、中川です。指名推選をしたいと思いますが。よろしくお願いいたします。
- ○仮議長(関根芳夫君) ただいま12番、中川委員さんより指名推選でという発言がございましたので、 お諮りいたします。

会長の互選は、指名推選による方法で行うことにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○仮議長(関根芳夫君) ご異議ないものと認め、指名推選で行うことに決定いたします。

地方自治法第118条第3項、指名推選の方法を用いる場合においては被指名人をもって当選人と定めるべきかどうか会議に諮り、全員の同意があったものをもって当選人とするとされております。

お諮りいたします。当選人として被指名者を当選人とすることでよろしいでしょうか。

[「異議なし」と言う人あり]

- ○仮議長(関根芳夫君) ご異議がないようです。それでは、会長のご指名をお願いします。 12番、中川委員。
- ○12番(中川喜一郎君) 12番、中川です。先ほど自己紹介の中で3期目に入られた5番の地引正和さんを指名したいと思います。どうぞよろしくお願いします。
- ○仮議長(関根芳夫君) ただいま12番の中川委員より5番の地引委員を会長にとのご指名がございました。ほかにご意見ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○仮議長(関根芳夫君) ほかにご意見がないようですので、会長に5番の地引正和委員を当選人とすることに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者举手]

○仮議長(関根芳夫君) ありがとうございました。賛成全員でございます。よって、袖ケ浦市農業委員会会長には地引正和君が選任されました。おめでとうございます。

#### ◎会長就任挨拶

- ○仮議長(関根芳夫君) それでは、新会長に就任の挨拶をお願いします。
- ○会長(地引正和君) 自席でいいですか。
- ○仮議長(関根芳夫君) はい。よかったらここでも。
- ○会長(地引正和君) ただいま全員の推薦をいただきまして、新しい会長になりました地引でございます。先ほど3期目と言いましたけれども、まだまだなかなか勉強不足で皆さんの意に応えられるかどうかわかりませんけれども、3年間よろしくどうぞお願いいたします。(拍手)
- ○仮議長(関根芳夫君) どうぞよろしくお願いいたします。

新会長が決まるまでの間、臨時の議長を務めてまいりましたが、皆様のご協力によりまして、無事 にこんなに早く役を務めさせていただきました。ありがとうございました。

それでは、議長の席を新会長、地引さんに交代いたします。よろしくお願いします。 (拍手) 「仮議長、議長と交代]

### ◎議案第2号 袖ケ浦市農業委員会会長職務代理者の決定について

○議長(地引正和) 会議を再開いたします。ここから閉会まで議長を務めさせていただきますので、 ご協力のほどをよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第2号 袖ケ浦市農業委員会会長職務代理者の決定についてを議題といたします。 議案第2号について事務局の説明を求めます。

○事務局(在原浩一君) それでは、議案2ページをごらんください。会長職務代理者の互選について ご説明いたします。

会長職務代理者の互選につきましては、農業委員会等に関する法律第5条第5項の規定により会長が欠けたとき、または事故があったときは、委員の互選した者がその職務を代理することになっておりますので、互選しようとするものであります。なお、互選の方法につきましては、先ほどの会長の決定と同様でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(地引正和君) ただいま事務局より会長職務代理者の互選について、提案理由及び互選の方法 について説明がありました。これより会長職務代理者の互選方法についてお諮りいたします。 会長職務代理者の互選は投票による方法と指名推選による方法がございますが、いかがでしょうか。 発言をお願いいたします。

はい、どうぞ。

- ○12番(中川喜一郎君) 指名推選でお願いしたいと思います。
- ○議長(地引正和君) はい。ほかにございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(地引正和君) ただいま12番、中川委員から指名推選という言葉がございましたのでお諮りいたします。会長職務代理者の互選は指名推選による方法で行うことにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(地引正和君) ご異議ないものと認め、指名推選で行うことと決定いたします。

地方自治法第118条第3項、指名推選の方法を用いる場合においては、被指名人をもって当選人と 定めるべきかどうかを会議に諮り、全員の同意があったものによって当選人とされております。

お諮りいたします。当選人として被指名者を当選人とすることでよろしいでしょうか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(地引正和君) ご異議ないようですので、それでは職務代理者のご指名をお願いいたします。 ご指名はございませんか。

ちょっと暫時休憩いたします。

休憩

再 開

○議長(地引正和君) では、会議を再開いたします。

誰か指名ございませんか。

- ○15番(関根芳夫君) 12番の中川喜一郎さんにお願いします。いかがでしょうか。
- ○議長(地引正和君) ただいま15番の関根委員より、12番の中川委員にご指名がございました。ほかに意見はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(地引正和君) 意見はないようですので、職務代理者に12番、中川喜一郎委員を当選人とする ことに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○議長(地引正和君) 全員賛成でございます。

よって、袖ケ浦市農業委員会職務代理者に12番、中川喜一郎君が選任されました。おめでとうございました。

# ◎会長職務代理者就任挨拶

- ○議長(地引正和君) それでは、職務代理者に一言ご挨拶をお願いいたします。
- ○12番(中川喜一郎君) ただいま職務代理に任命されました、私も今これから2期目に入るところですが、3年勉強いたしましたところ、またさらに会長の補佐をしっかりと務めていく所存でございますので、皆さん方、どうぞよろしくお願いいたします。

# ◎議案第3号 袖ケ浦市農業委員会運営委員の決定について

○議長(地引正和君) 次に議案第3号 袖ケ浦市農業委員会運営委員の決定についてを議題といたします。議案第3号について事務局の説明を求めます。

在原君。

○事務局(在原浩一君) 議案第3号 袖ケ浦市農業委員会運営委員の決定についての説明をいたします。

農業委員会運営委員につきましては、袖ケ浦市農業委員会運営委員会設置要綱第3条の組織の中に おいて委員は7名となっております。このたび3月31日をもって農業委員の任期満了になりましたの で、新たに7名の委員を選任しようとするものであります。よろしくご審議ほどお願いします。

○議長(地引正和君) ただいま事務局から説明がありましたが、選任の方法についていかようにした らよいかお諮りいたします。

どうぞ。

- ○13番(小泉勝彦君) 13番の小泉です。事務局にご一任をお願いいたしたいと思います。
- ○議長(地引正和君) ただいま選任方法は、事務局一任という発言がありましたがいかがでしょうか。 〔「異議なし」と言う人あり〕
- ○議長(地引正和君) 異議がないとのことですので、事務局説明を願います。 在原君。
- ○事務局(在原浩一君) 事務局、在原です。委員の選任につきましては、慣例によりまして各地区から選出していただいております。地区の区分につきましては、昭和、長浦地区から2名、根形地区から1名、平岡、中富地区から各2名の選出をいただいております。そのため各地区の委員さんは、こちらの会議室、もしくは出まして正面にあります監査室というところがありますので、地区ごとにお集まりいただきまして、それぞれ委員の選出をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。
- ○議長(地引正和君) 暫時休憩をいたします。

休 憩 期

○議長(地引正和君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

各地区の委員の氏名を事務局より発表を願います。

在原君。

○事務局(在原浩一君) それでは、運営委員に選任された方の発表をいたします。

2番、石渡正明委員、3番、切替三夫委員、4番、奥野元好委員、7番、有原敏夫委員、8番、若 林豊委員、11番、山口武夫委員、16番、石塚康夫委員。

以上となりました。よろしくお願いいたします。

○議長(地引正和君) ただいま事務局より発表のとおり決定したいと思いますが、これにご異議はご ざいませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(地引正和君) 異議ないものと認め、決定いたしました。

それでは、運営委員によります委員長及び副委員長1名を別の会議室にて互選をお願いいたします。 暫時休憩いたします。

休憩

再 開

○議長(地引正和君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。 委員長及び副委員長の氏名を事務局からお願い申し上げます。

- ○事務局(在原浩一君) 事務局、在原です。それでは、運営委員長、副委員長について報告させていただきます。運営委員長のほうを7番、有原敏夫委員、副委員長のほうを4番、奥野元好委員と決定いたしました。よろしくお願いしたいと思います。
- ○議長(地引正和君) ただいま事務局の報告のとおり、運営委員長に7番、有原委員、副委員長に4番、奥野委員が選任されました。これに賛成の方は拍手をもってご賛同をいただきたいと思いますが。 「賛成者拍手〕
- ○議長(地引正和君) 満場一致でございますので、決定させていただきます。 それでは、ここで新委員長より就任の挨拶をお願いいたします。 有原委員。
- ○運営委員会委員長(有原敏夫君) ただいま委員長ということで選任していただきました。予想にも していなかったので、光栄、光栄というか、心乱れているところですけれども、今回初めてで何もわ かりませんけれども、皆さんにご協力いただきまして無事務めていきたいと思いますので、よろしく お願いいたします。(拍手)
- ◎議案第4号ないし議案第28号 袖ケ浦市農地利用最適化推進委員の承認について ○議長(地引正和君) 次に、議案第4号ないし議案第28号 袖ケ浦市農地利用最適化推進委員の承認 についてを議題といたしますが、推進委員の承認という人事案件でありますので、一括して議題とする こととし、事務局の説明を求めます。
- ○事務局(在原浩一君) それでは、農地利用最適化推進委員の承認について説明いたします。議案4

ページをごらんください。

農地利用最適化推進委員につきましては、農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定により農業委員会が委嘱しなければならないとされております。そのため袖ケ浦市農地利用最適化推進委員の選任に関する要綱に基づく、推薦、募集を行い、袖ケ浦市農業委員等候補者選定委員会による意見を求めたところ、表記の25名について候補者とすることの報告がありましたので、袖ケ浦市農地利用最適化推進委員として委嘱することの承認を求めるものです。なお、お配りいたしましたものが候補者の参考資料となっております。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(地引正和君) 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けします。 質疑はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(地引正和君) 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第4号ないし議案第28号については人事案件でございますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議はございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(地引正和君) ご異議ないものと認め、採決をいたします。

議案第4号 袖ケ浦市農地利用最適化推進委員に近藤幸康氏を委嘱することについて、賛成の方は 挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長(地引正和君) 賛成全員でございます。

よって、議案第4号は近藤幸康氏を委嘱することに決定いたします。

次に、議案第5号 袖ケ浦市農地利用最適化推進委員長に鈴木省一郎氏を委嘱することについて、 賛成の方は挙手を願います。

[賛成者举手]

○議長(地引正和君) 賛成全員でございます。

よって、議案第5号は鈴木省一郎氏を委嘱することに決定いたします。

次に、議案第6号 袖ケ浦市農地利用最適化推進委員に内藤栄氏を委嘱することについて、賛成の 方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長(地引正和君) 賛成全員でございます。

よって、議案第6号は内藤栄氏を委嘱することに決定いたします。

次に、議案第7号 袖ケ浦市農地利用最適化推進委員に夛田裕一氏を委嘱することについて、賛成の方の挙手を願います。

[賛成者举手]

○議長(地引正和君) 賛成全員でございます。

よって、議案第7号は夛田裕一氏を委嘱することに決定いたします。

次に、議案第8号 袖ケ浦市農地利用最適化推進委員に宮嶋十郎氏を委嘱することについて、賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長(地引正和君) 賛成全員でございます。

よって、議案第8号は宮嶋十郎氏を委嘱することに決定をいたします。

次に、議案第9号 袖ケ浦市農地利用最適化推進委員に小山悟氏を委嘱することについて、賛成の 方の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○議長(地引正和君) 賛成全員でございます。

よって、第9号は小山悟氏を委嘱することに決定をいたします。

次に、議案第10号 袖ケ浦市農地利用最適化推進委員に塩谷幸夫氏を委嘱することについて、賛成 の方の挙手を願います。

[賛成者举手]

○議長(地引正和君) 賛成全員でございます。

よって、議案第10号は塩谷幸夫氏を委嘱することに決定をいたします。

次に、議案第11号 袖ケ浦市農地利用最適化推進委員に根本雅史氏を委嘱することについて、賛成の方の挙手を願います。

[賛成者举手]

○議長(地引正和君) 賛成全員でございます。

よって、議案第11号は根本雅史氏を委嘱することに決定をいたします。

次に、議案第12号 袖ケ浦市農地利用最適化推進委員に中山竜也氏を委嘱することについて、賛成の方は挙手を願います。

[賛成者举手]

○議長(地引正和君) 賛成全員でございます。

よって、議案第12号は中山竜也氏を委嘱することに決定いたします。

次に、議案第13号 袖ケ浦市農地利用最適化推進委員に山口壹弘氏を委嘱することについて、賛成 の方の挙手を願います。

[賛成者举手]

○議長(地引正和君) 賛成全員でございます。

よって、議案第13号は山口壹弘氏を委嘱することに決定いたします。

次に、議案第14号 袖ケ浦市農地利用最適化推進委員に長谷川浩之氏を委嘱することについて、賛

成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○議長(地引正和君) 賛成全員でございます。

よって、議案第14号は長谷川浩之氏を委嘱することに決定いたします。

次に、議案第15号 袖ケ浦市農地利用最適化推進委員に柳川幸一氏を委嘱することについて、賛成 の方は挙手を願います。

「替成者举手〕

○議長(地引正和君) 賛成全員でございます。

よって、議案第15号は柳川幸一氏を委嘱することに決定いたします。

次に、議案第16号 袖ケ浦市農地利用最適化推進委員に吉田悟氏を委嘱することについて、賛成の 方の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○議長(地引正和君) 賛成全員でございます。

よって、議案第16号は吉田悟氏を委嘱することに決定いたします。

次に、議案第17号 袖ケ浦市農地利用最適化推進委員に御園裕一氏を委嘱することについて、賛成 の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長(地引正和君) 賛成全員でございます。

よって、議案第17号は御園裕一氏を委嘱することに決定いたします。

○議長(地引正和君) 次に、議案第18号 袖ケ浦市農地利用最適化推進委員に髙吉文夫氏を委嘱する ことについて賛成の方は挙手を願います。

[賛成者举手]

○議長(地引正和君) 賛成全員でございます。

よって、議案第18号は髙吉文夫氏を委嘱することに決定いたします。

次に、議案第19号 袖ケ浦市農地利用最適化推進委員に佐藤芳雄氏を委嘱することについて、賛成 の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長(地引正和君) 賛成全員でございます。

よって、議案第19号は佐藤芳雄氏を委嘱することに決定いたします。

次に、議案第20号 袖ケ浦市農地利用最適化推進委員に安藤利行氏を委嘱することについて、賛成 の方の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○議長(地引正和君) 賛成全員でございます。

よって、議案第20号は安藤利行氏を委嘱することに決定いたします。

次に、議案第21号 袖ケ浦市農地利用最適化推進委員に小倉健氏を委嘱することについて、賛成の 方は挙手を願います。

[賛成者举手]

○議長(地引正和君) 賛成全員でございます。

よって、議案第21号は小倉健氏を委嘱することに決定いたします。

次に、議案第22号 袖ケ浦市農地利用最適化推進委員に小倉一夫氏を委嘱することについて、賛成 の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○議長(地引正和君) 賛成全員でございます。

よって、議案第22号は小倉一夫氏を委嘱することに決定いたします。

次に、議案第23号 袖ケ浦市農地利用最適化推進委員に髙浦辰雄氏を委嘱することについて、賛成 の方は挙手を願います。

[賛成者举手]

○議長(地引正和君) 賛成全員でございます。

よって、議案第23号は髙浦辰雄氏を委嘱することに決定いたします。

次に、議案第24号 袖ケ浦市農地利用最適化推進委員に安藤明氏を委嘱することについて、賛成の 方は挙手を願います。

[賛成者举手]

○議長(地引正和君) 賛成全員でございます。

よって、議案第24号は安藤明氏を委嘱することに決定いたします。

次に、議案第25号 袖ケ浦市農地利用最適化推進委員に柳井進氏を委嘱することについて、賛成の 方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○議長(地引正和君) 賛成全員でございます。

よって、議案第25号は柳井進氏を委嘱することに決定いたします。

次に、議案第26号 袖ケ浦市農地利用最適化推進委員に鈴木弥須雄氏を委嘱することについて、賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○議長(地引正和君) 賛成全員でございます。

よって、議案第26号は鈴木弥須雄氏を委嘱することに決定いたします。

次に、議案第27号 袖ケ浦市農地利用最適化推進委員に佐久間勝史氏を委嘱することについて、賛成の方は挙手を願います。

[賛成者举手]

○議長(地引正和君) 賛成全員でございます。

よって、議案第27号は佐久間勝史氏を委嘱することに決定いたします。

次に、議案第28号 袖ケ浦市農地利用最適化推進委員に柴崎幸雄氏を委嘱することについて、賛成 の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長(地引正和君) 賛成全員でございます。

よって、議案第28号は柴崎幸雄氏を委嘱することに決定いたします。

◎その他

○議長(地引正和君) 次に、日程第4、その他に入ります。

委員から何かございますか。

[「なし」と言う人あり]

- ○議長(地引正和君) 事務局からございますか。在原君。
- ○事務局(在原浩一君) 事務局、在原です。まず、袖ケ浦市農業委員会の委員の選出に関する要綱というものがあります。こちらを改正いたしましたので、その概要をちょっと説明させていただきます。本要綱は、農業委員会に関する法律の改正に伴う委員の選任に当たり、平成27年12月に制定したところですが、推薦及び公募の資格に関して要綱では執行機関または附属機関の委員を兼ねることができないとしております。しかしながら、農林業振興審議会、都市計画審議会、総合開発審議会については、農業者を代表する農業委員が審議会に出席し、意見を述べる必要があることから、同要綱の第3条第2号のただし書きとして農林業振興審議会、都市計画審議会、総合開発審議会の委員就任を除くと改正いたしました。

このことを踏まえて、農林業振興審議会、都市計画審議会、総合開発審議会の委員について担当課のほうから選出依頼が届いておりますので選出をお願いしたいと思いますが、前期につきましては会長が主に就任しておりました。会長の委員就任というのが県の役員等いろいろ多過ぎることから、他の委員にお願いしたいと考えております。選出に関しましては、農林業振興審議会につきましては3名依頼がありますが、こちら充て職的に会長、職務代理者というものがありますので、他の委員で1名、都市計画審議会、総合開発審議会も各1名ということになっております。

説明は以上です。よろしくご審議のほうお願いしたいと思います。

○議長(地引正和君) ただいま事務局からの説明のとおり、市の審議会にて農業委員を代表して意見 を述べていただく委員の選出でございますが、いかがいたしましょうか。

どうぞ。

- ○13番(小泉勝彦君) 13番、小泉です。もし事務局のほうで何か腹案でもありましたら、お願いしたいのですけれども。
- ○議長(地引正和君) 事務局に案があるかとのご意見に対して答弁を求めます。 事務局、在原君。
- ○事務局(在原浩一君) 今回の選出依頼におきましては、農林業振興審議会、都市計画審議会の担当 課からぜひとも女性委員からの選出の依頼がありました。そのため先ほどちょっとお話触れさせてい ただいたのですが、農林業振興審議会につきましては、注連野委員、都市計画審議会については渡邉 委員、また総合開発審議会については、できればこの運営委員等になっていない委員の中から立候補 をいただければと考えております。

以上です。

○議長(地引正和君) 事務局から案がありましたが、いかがでしょうか。

〔「その案でお願いします」と言う人あり〕

○議長(地引正和君) それでは、農林審には私と職務代理者と注連野委員、都市計画審議委員は渡邉 委員でいかがでしょうか。

「「異議なし」と言う人あり〕

- ○議長(地引正和君) 総開審は、誰か推薦ございませんか。それか、私がやりたいという人がいれば。 では、在原君、ちょっとその辺を。
- ○事務局(在原浩一君) 先ほどもお話しさせていただきましたが、会長、職務代理、充て職等ありまして、委員の就任が既に幾つもあります。また、先ほど運営委員さん7名の就任もお願いいたしました。それから、今注連野委員、渡邉委員につきまして、それぞれ農林業振興審議会、都市計画審議会のほうの委員の就任をしていただきました。残り総合開発審議会なのですが、こちらのほうは業務内容といたしまして、市街化区域、調整区域の見直し等、その辺の協議、意見を市のまとめる場になります。そこでの農業委員会、農業者からの意見ということを述べるということで依頼が来ております。現在確認しますと、1番の保坂委員、それから10番、露﨑委員、13番、小泉委員、14番、山口委員、15番、関根委員のほうは、一応今の段階ですと委員等の該当になっていないようなので、もしよろしければどなたかがやっていただければと思いますが、どうでしょうか。

[「今の5名」と言う人あり]

- ○事務局(在原浩一君) はい。
- ○議長(地引正和君) どこか会議室へ行って決めてもらう。
- ○事務局(在原浩一君) そのほうがよければ。
- ○議長(地引正和君) では、暫時休憩いたします。

休憩

再 開

- ○議長(地引正和君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。 それでは、事務局から発表願います。
- ○事務局(在原浩一君) 事務局、在原です。ただいま総合開発審議会について別室にて協議した結果、 13番、小泉勝彦委員のほうが就任いただけるということになりましたので、ご報告いたします。よろ しくお願いいたします。
- ○議長(地引正和君) では、総合開発審議会委員には13番、小泉委員にお願いしたいと思いますが、 ご意見はございますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(地引正和君) ご意見、ご質疑等もございませんので、以上のとおりに選任することといたします。

ほかに何かございますか。事務局、研修委員の件でお願いいたします。

- ○事務局(在原浩一君) 先ほどからこの辺もお話しさせていただいたのですが、委員さんの研修、去年で言うと人・農地プランという話がありまして、その関係の研修、それから転用の申請で許可等あった場所の視察、それから暑気払いや忘年会、新年会といった懇親会の幹事役ということで研修委員を設けておりました。これは、たしか平成14年ごろからあったようです。これは任意の組織になりますので、委員さんのほうがかわったときにどうするのだということを聞いた中で、組織しておりました。大体これを3年間の任期で3つのグループに分ける形をとっており、会長を除いて委員に入っていただいておりました。そうしますと、当然今年度につきましては16人で会長1人除きますので、5人1組のグループということで、まずその研修委員会のほうを組織するかどうか。その辺の確認をとらせていただければと思いますが、お願いします。
- ○議長(地引正和君) ただいま事務局から研修委員についての意見がありましたが、ご意見はございませんか。つくるかどうかということでございますけれども。 どうぞ。
- ○12番(中川喜一郎君) 1期3年やった経験の中で他市、ほかの袖ケ浦市ではなくていろんなところ を視察行くとか、いろんな、ほかにも研修旅行とかいろいろあるのですけれども、その間際に決める よりも、あらかじめ何人かを決めておいたほうがスムーズにいくと思います、経験上ね。と思います。
- ○議長(地引正和君) ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(地引正和君) なければ、研修委員をここで5名決定するということでいいですか。 異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

- ○議長(地引正和君) では、在原君。
- ○事務局(在原浩一君) それでは、研修委員会を設置するということでお話が決まりましたので、今

後また研修等とか、先ほどもいろいろあったと思います。ご希望等、これは基本は農地に関する、農業に関する部分の当然研修ということで、当然講師とか場所とかそういったことがありますので、事務局と協議しながら研修関係については進めていければと思います。先ほどのとおり5名1組ということで、ではどうしようかということになってしまいますので、この議席番号順というような形で回していただいてどうでしょうか。

- ○議長(地引正和君) いかがでしょうか、議席番号順にということで。よければ。意見がなければ。 〔「なし」と言う人あり〕
- ○議長(地引正和君) では、在原君、そういう形で。
- ○事務局(在原浩一君) では、一応メモをとっていただければと思いますが、まず本年度、28年度、1番から、会長が5番になりますので、1番、保坂委員、2番、石渡委員、3番、切替委員、4番、奥野委員、6番、注連野委員、29年度が有原委員、若林委員、9番、渡邉委員、10番、露﨑委員、11番、山口委員、それから最後30年度につきまして、12番、中川委員、13番、小泉勝彦委員、14番、山口勝久委員、15番、関根委員、16番、石塚委員というような割り振りで1年ごとで持ち回りしていただければと思います。お願いします。
- ○議長(地引正和君) いかがでしょうか。今、事務局の案。異議なければ。 〔「異議なし」と言う人あり〕
- ○議長(地引正和君) では、5名の方。今年度の5名の方は、別室にて委員長、副委員長を。
- ○事務局(在原浩一君) ここでよければこっちでもいいですけれども。 この場所で集まって決めるのでもよければ。
- ○議長(地引正和君) 5人だからね。
- ○事務局(在原浩一君) はい。
- ○議長(地引正和君) では、5人で決めてください。
- ○議長(地引正和君) 暫時休憩いたします。

休憩

再 開

- ○議長(地引正和君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。 では、在原君、お願いします。
- ○事務局(在原浩一君) それでは、聞こえていたかもしれませんが、今年度の研修委員会の委員長につきましては、委員長は3番、切替三夫委員が委員長で、副委員長のほう1番、保坂正雄委員のほうにお引き受けいただくこととなりましたので、よろしくお願いしたいと思います。

それから、来年度以降これは年度単位になりますので、5名で、もし委員長をというのがあったら あらかじめちょっと早目に決めておいていただけると回ってきますので、ご承認しておいていただき たいと思います。 ○議長(地引正和君) ほかに何かありますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(地引正和君) ないようですので、本日の会議は全て終了いたしました。

◎閉 会

○議長(地引正和君) これをもちまして農業委員会臨時総会を閉会いたします。

大変長時間にわたりましてご苦労さまでございました。今度の4月20日の総会、どうかよろしくどうぞお願いいたします。

午後4時41分 閉会